平成２４年（フ）第１６６４号
福岡市南区塩原４丁目20番17号
債務者　森口　愛美
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６９８号
福岡市東区二又瀬新町14番22―1002号
債務者　廣松慎一郎
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７７２号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北６丁目10番６号
債務者　野田　雅孝
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７８９号
福岡市東区和白５丁目11番８号
債務者　阿部　賢二
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７９０号
福岡市東区和白５丁目11番８号
債務者　阿部レイ子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８３２号
福岡県筑紫野市紫５丁目21番20号
債務者　長友　義美
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８４５号
福岡市中央区薬院１丁目15番23―307号
債務者　北口　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８４８号
福岡県糟屋郡新宮町下府１丁目５番15号上ノ浜アパートＢ202号
債務者　塚本　大輔
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８７５号
福岡県大野城市中央２丁目４番７―206号井上コーポ206号
債務者　岸本　忠臣
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８８８号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東９丁目154番地
債務者　太田　　聖
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８９７号
福岡県春日市春日公園３丁目３番地　アーベイン春日公園１棟405号
債務者　大崎　忠明
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９１５号
福岡市西区今宿町52番地１
債務者　姫野ミサコ
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９１７号
福岡市東区箱崎１丁目12番27号
債務者　小野　桃子（旧姓重）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９２２号
福岡市東区二又瀬新町９番20―302号
債務者　城　　美雪
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９２９号
福岡市南区弥永５丁目16番３号
債務者　熊谷奈穂美
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９５４号
福岡県大野城市東大利３丁目９番17―903号
ダイヤパレスツインコート下大利壱番館
債務者　工藤　祐二
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９８０号
福岡市城南区別府３丁目４番28―703号
債務者　秋吉　潮美
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４０号
佐賀県西松浦郡有田町中樽２丁目10番３号
債務者　前川　弥生
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部